

サービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 **Curious Vehicle**（以下「当社」といいます）が提供する本サービス（内容は第2条第5号記載のとおりです）の提供条件及び当社と会員との間の権利関係が定められています。

本サービスのご利用に際しては本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。なお、会員が本サービスの利用を開始した時点をもって本規約に同意をしたものとみなします。

第1章 共通条件

第1節 定義・適用

第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と会員との権利義務関係を定めることを目的とし、会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社が当社サイト上で掲載する本サービスの利用に関する条件は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前二項の条件とが異なる場合は、当該条件において特段の留保がない限り当該条件が優先して適用されるものとします。
4. 本サービスに関しては、前三項に定める本規約その他の条件のほか、当社が提携する保険事業者による保険約款等が適用されます。

5. 本サービスを構成する各サービスについての本規約の適用関係は次のとおりとします。なお、第1章（共通条件）と他の章の規定が矛盾する場合には、他の章の規定が優先するものとします。

(1) シェアリングサービス利用者に適用される条項

【第1章 共通条件】

【第2章 シェアリングサービス】

【第5章 雑則】

(2) レンタルサービス利用者に適用される条項

【第1章 共通条件】

【第3章 レンタルサービス】

【第5章 雑則】

(3) 体験サービス利用者に適用される条項

【第1章 共通条件】

【第4章 体験サービス】

【第5章 雑則】

第2条（定義）

本規約において用いる用語の定義は以下に定めるとおりとします。

- (1) 「当社キックボード」とは、当社が本サービスに供する貸渡用当社キックボードを意味します。
- (2) 「シェアリングサービス」とは、会員が、サービス運営時間内において、当社キックボードを出入庫する方法により、当社が会員に対して当社キックボードの貸渡しを行うサービスを意味します。

- (3) 「レンタルサービス」とは、会員が当社から直接の引渡しを受ける方法により当社キックボードの貸渡しを行うサービスを意味します。
- (4) 「体験サービス」とは、当社が会員に対して当社キックボードを貸渡すことによって行う当社キックボードの試乗サービスを意味します。
- (5) 「本サービス」とは、前三号のサービスの総称を意味します。
- (6) 「当社サイト」とは、当社が管理・運営するウェブサイトであり、ドメインに「movicle.jp」の文字列を含むウェブサイトを意味します。
- (7) 「本アプリ」とは、当社が管理・運営する本サービス提供に関するアプリケーションプログラムを意味します。
- (8) 「指定エリア」とは、当社が当社サイト又は本アプリ上で掲示する本サービスの提供エリアを意味します。
- (9) 「利用契約」とは、当社と会員との間で締結する、本サービスに関する利用契約を意味し、本規約もこれに含まれます。
- (10) 「個別契約」とは、シェアリングサービス又はレンタルサービスにおける個々の当社キックボードの貸渡しに関する契約を意味します。
- (11) 「借受」とは、シェアリングサービス及びレンタルサービスにおいて会員が当社から貸渡を受けることを意味します。
- (12) 「借受時間」とは、個別契約に基づいて個々に定められる、会員が当社キックボードの借受を行うことができる時間を意味します。
- (13) 「付属装備」とは、当社キックボードに付属するヘルメット、ミラーその他の装備を意味します。

- (14) 「登録希望者」とは、本サービスの利用を希望し、登録の申込みを行い又は登録の申込みを行おうとする者を意味します。
- (15) 「会員」とは、登録希望者のうち、第4条の規定に基づき、当社が本サービスの会員としての登録を承諾した者を意味します。
- (16) 「登録事項」とは、会員が本サービスの登録に際し当社に対して提供した会員自身の情報を意味します。
- (17) 「利用者」とは、本サービスの会員資格に基づき現実に当社キックボードを利用する者（会員が個人である場合には当該個人、会員が法人である場合には当該法人の従業員など）を意味します。
- (18) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。
- (19) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を意味します。
- (20) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を意味します。

第3条（変更）

1. 当社は、当社の判断において、いつでも本規約の内容を変更又は追加できるものとします。変更後の利用規約は、当社が別途定める場合を除いて、当社サイト上に掲示し、又は当社の定める方法により会員に通知します。
2. 会員は、変更後の本規約に同意しない場合には、本サービスの利用を中止するものとし、会員が本規約の変更後も本サービスの利用を継続する場合、当該会員は変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第2節 利用契約

第4条（登録）

1. 登録希望者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社が定める方法で登録情報を当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 登録希望者は、当社に対し、登録希望者又は予定される利用者の原動機付自転車免許証又は普通自動車運転免許証（以下「運転免許証」という）の提示及びその写しを提出します。なお、当社に提出した運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、会員及び利用者に返却しないものとします。
3. 当社は、当社の基準に従って、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を当社所定の方法にて当該登録希望者に通知します。登録希望者の会員としての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
4. 前項に定める登録の完了時に、利用契約が会員と当社との間に成立し、会員は本サービスを本規約に従い利用することができるようになります。
5. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
- (3) 会員又は利用者が当社キックボードの走行に必要な原動機付自転車免許を有していない場合
- (4) 登録に際して、運転免許証を提供いただけない場合又は原動機付自転車免許から本人による申込みであると確認できなかった場合
- (5) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているると当社が判断した場合
- (6) 登録希望者が過去、当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
- (7) 過去に当社による解除・退会等の措置を受けたことがある場合
- (8) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

第5条（登録事項の変更）

1. 会員は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。
2. 当社は、会員が前項の通知を怠ったことにより、会員並びに第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第6条（アカウント）

1. 当社は、登録希望者が登録を完了した後、会員に対して会員 ID 及びパスワード（以下「アカウント」といいます）を発行します。
2. 会員は、自己の責任において、本サービスに関するアカウントを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、アカウントの発行後に行われた本サービスの利用行為については、すべて会員に帰属するものとみなすことができます。

第7条（利用料金、算定方法等）

1. 本サービスの利用料金は、会員が申し込んだサービスプランに応じて当社サイト **又は本アプリ上** に掲示する料金表に定めるとおりとします。なお、当社は、当社サイト上の料金表を当社の判断に基づき変更することができるものとします。
2. 会員が、本サービスの利用料金等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、会員は当社に対し、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、支払うものとします。

第8条（委託）

当社は本サービスの提供に関する業務の全部もしくは一部を会員の承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第9条（電気通信回線）

1. 会員が使用する端末機器から当社サイトに接続する電気通信回線は、会員自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員は、本サービスを利用するにあたり必要となる一切の通信費用を負担するものとします。

第10条（データの入力・管理）

1. 会員は、本サービスにより出力された情報は、会員が入力した情報に基づく内容であることを理解し、会員が入力した情報の適法性、正当性、真実性についてすべての責任を負うものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に関連して入力、提供または伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとします。
3. 当社は、障害、誤操作等による滅失からの復旧を目的として、会員の入力、登録したデータを保存するための機能を当社の定める内容にて提供します。ただし、すべてのデータが当該機能によって保存、復元されることを保証するものではありません。なお、当該機能によって復元をする場合は、当社が有償で対応します。

第11条（本サービスの休止）

1. 当社は、定期的にまたは必要に応じて、保守作業のために、本サービスを一時的に休止することができるものとします。
2. 当社は、保守作業を行う場合には、事前に会員に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をする

ことなく本サービスを休止し、事後速やかに会員に通知するもの
とします。

3. 第1項に定めるほか、当社は、第三者による妨害行為等により本サービスの継続が会員に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本サービスを一時的に休止することができるものとします。
4. 当社は、本条に基づいてなされた本サービスの休止によって会員に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第12条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、本サービスの一部または全部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの一部または全部を廃止する場合、当社は廃止する3か月以上前に当該サービスの会員に対して通知を行います。
3. 当社が予期し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において3か月以上前の通知が不能な場合であっても、当社は可能な限り速やかに会員に対して通知を行います。
4. 本条に定める手続に従って通知がなされたときは、当社は本サービスの廃止の結果について何ら責任を負いません。

第13条 (当社による利用停止・解除)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への催告を要することなく本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合

- (2) 法令、条例、その他規則等又は利用契約に違反した場合
 - (3) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (4) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされた場合
 - (5) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (6) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
 - (7) 第4条第5項各号に掲げる事由の一つがある場合
2. 当社は、会員が利用契約等に違反し、または会員の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し（以下「違反等」といいます）、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず14日以内にこれを是正しないときは、利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

第14条 （会員による解約）

- 1. 会員は、利用契約の有効期間中であっても、いつでも利用契約の解約を行うことができます。ただし、解約月の月額料金その他既発生の利用料金の支払いを免れることはできません。
- 2. 会員は、前項の規定により利用契約を解約する場合、当社所定の方法により解約手続きを行うこととし、当該解約手続きの完了をもって、本サービスの利用契約が解約されるものとします。

3. 本条の規定に基づき会員が解約した場合でも、当社は、既に受領した利用料金の返金を行いません。

第15条 (契約終了後の処理)

1. 会員は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、ただちに本サービスの利用を終了し、以後、本サービスを利用することはできません。
2. 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本サービスに格納された一切のデータを契約終了日から30日以内に消去することができるものとします。
3. 当社は、本条に基づいてデータを消去したことによって会員に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。

第16条 (利用契約の契約上の地位の譲渡等)

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約の契約上の地位を第三者に承継させ、または利用契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。
2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員の登録事項その他の顧客情報等を事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお本項に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第3節 事故時の対応等

第17条 (事故処理)

1. 当社キックボードの借受時間中に、利用者と第三者との間で当社キックボードにかかる事故が発生したときは、利用者は、事故の規模にかかわらず法令上の措置をとるとともに次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況などを所管の警察及び当社に連絡すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が指定する保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、予め当社の承諾を受けること。
2. 会員及び利用者は、前項によるほか自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとします。

第18条 (故障・盗難等の対応)

1. 利用者は、借受時間中に当社キックボード及びヘルメット含む付属装備の異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとします。
2. 利用者は、借受時間中に当社キックボードの盗難が発生したときは、直ちに盗難の状況などを所管の警察及び運営事務局に連絡するとともに、運営事務局の指示に従うものとします。また、会員は当社キックボードの盗難にかかる負担金として当社が指定する金額を支払うものとします。

第19条 (充電切れ時の対応)

当社キックボードの借受時間中に、当該当社キックボードのバッテリーの充電切れが発生したとき又は充電切れの恐れがあるときは、利用者は、当社サイトに記載の方法により対応するものとします。

第20条 (補償)

当社は、当社キックボードの借受時間中には、当該当社キックボードの利用者について各種損害保険を付保するものとし、会員及び法人利用者が負担した第28条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。

- (1) 対人補償 無制限
- (2) 対物補償 無制限
- (3) 人身傷害補償 500万円

*免責額5万円

*当社キックボードの損傷は会員及び法人利用者の負担となります。

第4節 責任・免責・知的財産権

第21条 (定期点検)

当社は、当社キックボード及びその付属装備に対して、当社の定める基準により定期点検整備を実施します。

第22条 (利用前点検)

1. 利用者は、当社キックボードを借り受ける都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、アタッチメント

操作パネル、バッテリー残量などが安全かつ適切に利用できる状態であることを確認するものとします。

2. 利用者は、当社キックボードの損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに当社に通知し、利用を中止するものとします。
3. 前項の連絡がないまま当社キックボードを利用した場合は、借受時において、当社キックボードに損傷、備品の紛失及び整備不良はなかったものとみなします。

第23条 (管理責任)

1. 会員及び利用者は、善良な管理者の注意をもって当社キックボードを利用・保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、個別契約に基づく当社キックボードの貸渡手続きが完了したときより始まり、当該自転車の返還手続きを完了したときに終了するものとします。

第24条 (禁止行為)

会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為（そのおそれがある行為を含みます）を行わないものとします。

- (1) 道路交通法を含む諸法令又は本規約その他本サービスに関する契約類に違反する行為
- (2) 当社キックボードを会員又は利用者以外の第三者（免許の有無を問いません）に利用させる行為
- (3) 交通規則を無視した走行行為
- (4) 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での走行行為
- (5) 歩行者等の通行障害となるような行為

- (6) 当社キックボードの付属装備の改造、取り外し及び変更行為
- (7) ヘルメットを装着しないで走行する行為
- (8) 指定エリア外で走行し、または指定エリア外で当社キックボードを駐車する行為
- (9) 駐車禁止場区域内又は許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所で、当社キックボードを駐車する行為
- (10) 運転免許証を携帯せずに走行する行為
- (11) 走行目的以外で長時間占有する行為（たとえば翌日の利用を見越して自宅や事業所内に留置く行為などが含まれます）
- (12) 他の会員の利用を妨害する行為
- (13) 本サービスの提供を妨害する行為
- (14) 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- (15) 他人のアカウントを使用する行為またはその入手を試みる行為
- (16) 他の会員のデータを閲覧、変更、改竄する行為

第25条 （放置車両に対する対応）

1. 利用者が、前条第8号又は第9号で禁止する場所に当社キックボードを駐車した（以下「放置」という）とき、会員及び利用者は、放置車両の撤去、保管等の諸費用の負担、返還までの利用料金その他当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 前項の場合において自治体及び警察等から当社に対して自転車の放置について連絡があった場合、当社は会員又は利用者に連絡し、速やかに当社キックボードを当社所定の場所に移動させ、違反者

として法律上の措置に従うことを求めるものとし、会員及び利用者は、これに従うものとします。

3. 当社が第1項の費用を立て替えて支払ったときは、会員は、この費用を当社に対して速やかに支払うものとします。

第26条 (当社キックボードの返還義務)

利用者は、当社キックボードの返還にあたり、通常の利用による損耗を除き借り受けた時の状態で返還するものとし、備品を含む当社キックボードの全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が会員又は利用者の責に帰すべき事由によるときは、会員は、当社キックボードの修理、再調達費用など原状回復に要する一切の費用を負担するものとします。

第27条 (当社キックボードが返還されない場合の対応)

1. 当社は、各プランに定められた利用可能時間を超過しても利用者が当社キックボードを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明などの事情により当社キックボードが乗り逃げされたものと当社が判断したときは、利用契約を解除するとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。
2. 前項に該当することとなった場合、会員は、返還されるまでの利用料金、当社キックボードの回収及び探索に要した費用などの他、当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。
3. 当社は、天災地変その他の不可抗力の事由により、利用者から当社キックボードが返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員及び利用者の責任を問わないものとします。この場

合、会員又は利用者は、直ちに運営事務局に連絡し、その指示に従うものとしします。

第28条 (会員の賠償責任)

会員は、本規約の各条項に定めるほか、会員又は利用者が当社キックボードを利用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとしします。但し、会員又は利用者の責に帰さない事由による場合を除きます。

第29条 (知的財産権等)

当社サイト、本アプリその他本サービスを構成する有形・無形の構成物（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含む）に関する一切の知的財産権等は、当社または当社に利用を許諾した第三者に帰属します。

第30条 (第三者からのクレーム対応)

1. 本サービスの利用に関して、第三者から会員に対して知的財産権にかかるクレーム、紛争、その他の請求（以下「クレーム等」といいます）が発生した場合、会員はただちに当社に書面で通知するものとしします。
2. 当社は、かかるクレーム等の発生が当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本サービスの利用に関して会員と第三者との間で生じたクレーム等に関し一切の責任を負わないものとしします。また、当社の責めに帰すべき事由に基づきクレーム等が発生した場合であっても、会員が前項の規定に反し当社にクレーム等の発

生を速やかに通知しない等の事由により、当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、当社は当該クレーム等に関して一切の責任を負わないものとします。

第31条 (非保証)

1. 当社は、当社キックボードを最大限整備して本サービスを提供していますが、当社キックボードを現実に行走する利用者の方の故意・過失又は第三者の故意・過失により、利用者が事故に遭わないことを保証するものではありません。
2. 当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、利用者がいつでも当社キックボードを利用できることを保証するものではなく、天候不良・天変地異・その他一時的なニーズの過多による台数不足等により、利用者が当社キックボードを利用できなかったことによる損害について一切責任を負いません。
4. 当社は、当社のホームページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に有害コンテンツがないよう努めておりますが、コンピューターウイルス等を含む一切の有害コンテンツが含まれないことを保証するものではありません。
5. 当社は、本アプリがいかなる環境下でも利用可能であることを保証するものではありません。

第32条 (免責及び損害賠償の制限)

1. 当社は、請求の如何に拘わらず、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社は、本規約の各条項において保証しないとしている事項、責任を負わないとしている事項、会員の責任としている事項については、一切の責任を負いません。
2. 当社の責めに帰すべき事由によって本サービスに関して会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。
3. 前項の場合において当社が負う賠償責任の範囲は、当社が当社キックボードの利用の対価として当該会員より受領した金員の額を上限とします。
4. 前条および本条各項の規定を含む当規約上の規定で当社の責任を免除・限定する規定が、消費者契約法等の法律の適用により無効となった場合には、当社は、会員に対して、会員に実際に生じた直接的かつ現実の損害を賠償する責任を負うものとします。

第2章 シェアリングサービス

第33条 (シェアリングサービスに係る個別契約の成立)

1. 当社キックボードの貸渡手続きは、当社キックボードを利用する利用者が、本アプリを通じて、当社キックボードの貸渡申込みを行い、当社が、これを承諾することにより完了するものとし、貸渡手続き完了時に個別契約が成立するものとします。

2. 会員及び利用者は、利用可能な当社キックボードがない等理由により当社キックボードが利用できなかったことに関して、当社に対して何らの請求（基本料の返還、代替交通手段の利用料金等の補償等の請求を含む）もしないものとします。

第34条 （当社キックボードの返還手続きなど）

1. 当社キックボードの返還手続きは、利用者自らが当社所定の方法により返還通知を送付すること（以下「返還手続き」という）により完了するものとします。なお、これによって、個別契約は終了するものとします。
2. 利用者は、当社キックボードの返還にあたって、当社キックボードに自らの遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとします。
3. 利用者が何らかの事由により当社キックボードの返還ができない場合は、運営事務局に連絡し、その指示に従うものとします。
4. 利用者が、前項の連絡をせずに又は運営事務局の指示に従わないで、当社キックボードを放置したときは、未だ返還手続きは完了していないものとみなします。会員又は利用者は、これにより発生した利用料及び当社に生じた損害を支払うものとします。

第35条 （個別契約の解除）

当社は、次の各号の一にでも該当する場合は、会員及び利用者に対し当社キックボードの返還を求めることができるものとします。

(1)借受時間中において、当社キックボードの利用不能又は本アプリの不具合その他の理由により、当社キックボードの貸し渡しを継続できなくなったとき。

(2)利用者が借受時間中に本規約その他の当社との契約に違反したとき。

第3章 レンタルサービス

第1節 予約

第36条 (予約の申込み)

1. 会員は、当社キックボードを借りるにあたって、本約款及び別途定める料金表等に同意のうえ、当社が別途定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、会員から予約の申込みがあったときは、当社の保有する当社キックボードの範囲内で予約に応じるものとします。予約に際して、当社は、当社が別途定める予約申込金の支払いを求める場合があります、会員はこれに応じるものとします。

第37条 (予約の変更)

会員は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ借受開始日時までに当社の承認を受けなければならないものとします。

第38条 (予約の取消し等)

1. 会員は、当社の承認を得て予約を取り消すことができるものとします。

2. 会員が、会員の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても個別契約の締結手続に着手しなかったときは、予約が取り消されたものとしします。
3. 前2項により予約が取り消された場合、会員は、当社が別途定める予約取消手数料を当社に支払うものとしします。なお、当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を会員に返還するものとしします。
4. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、予約を受けた当社キックボードを貸し渡すことができない場合、予約は解除となり、当社は受領済の予約申込金を返還するものとしします。
5. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、当社キックボードの故障・不具合、リコール、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービス及び本アプリの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、会員に対して予約された当社キックボードを貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合、当該予約は解除されたものとみなされます。なお、予約が解除となった場合、当社は受領済みの予約申込金を会員に返還するものとし、また、予約の解除により会員に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとしします。

第39条 (免責)

当社及び会員は、予約の取消し、又は貸渡契約の不成立について、前条に定める場合を除き、相互に何らの責任も負わないものとしします。

第2節 貸渡し手続き及び返還手続き

第40条 (レンタルサービスに係る個別契約の成立)

1. 当社は、個別契約の締結にあたり、会員及び利用者に対し、運転免許証のほかに本人確認をすることができる書類の提示及びその写しの提出を求めることがあり、会員及び利用者はこれに従うものとしします。
2. 当社は、個別契約の締結にあたり、借受期間中に会員及び利用者
に連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、会員及び利用者はこれに従うものとしします。
3. 当社は、個別契約の締結にあたり、会員に対し、クレジットカード又は現金のいずれかによる支払いを求めます。但し、当社がその他の支払方法によることを承認したときは、会員は当該方法によって貸渡料金を支払うことができるものとしします。
4. 個別契約は、会員が借受条件を明示の上、当社に貸渡料金を支払い、当社が本約款・料金表等により貸渡条件を明示し、かつ第1項から前項までに定める確認等により個別契約を締結することの相当性を判断した上で、会員に当社キックボードを引き渡したときに成立します。
5. 会員との間に既に当社キックボードにかかる予約契約が成立している場合は、前項に基づく当社キックボードの引渡しがあったときに、当該予約契約が完結し、個別契約が成立するものとしします。なお、当社キックボードの引渡しは、当社所定の日時及び場

所で行うものとし、受領済の予約申込金は個別契約が成立した時点で貸渡料金の一部に充当されます。

6. 会員との間に既に予約契約が成立している場合であって、本条第1項及び第2項に定める確認等の結果、次条第1項に定める事由により当社が個別契約の締結が相当ではないと判断したとき、又は会員が本条第1項及び第2項の確認に応じないときは、会員の都合による予約の取消しとして取り扱います。この場合には、会員は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、ます。なお、当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を会員に返還するものとし、ます。

第41条 (個別契約の締結の拒絶)

1. 会員又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、個別契約の締結を拒絶することができるものとし、ます。
 - (1) 貸し渡す当社キックボードの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (4) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - (5) 予約に際して定めた運転者と個別契約締結時の運転者とが異なるとき。

- (6) 過去の貸渡しにおいて、当社に対する債務を滞納した事実があるとき。
 - (7) 過去の貸渡しにおいて、第 22 条に掲げる行為があったとき。
 - (8) 過去の貸渡し(他の当社キックボード事業者による貸渡しを含みます。)において、第 26 条第 6 項又は第 35 条第 1 項に掲げる行為があったとき。
 - (9) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (10) 当社が別途定める貸渡条件を満たしていないとき。
 - (11) その他、当社が貸渡しが適当ではないと認めたとき。
2. 前項の場合において、会員との間に既に予約契約が成立していたときは、会員の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、会員は第 4 条第 3 項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、会員から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を会員に返還するものとします。

第 4 2 条 (貸渡証の交付・携帯等)

1. 当社は、会員に当社キックボードを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第 10 条第 2 項においても同じとします。)が定めた事項を記載した所定の貸渡証を会員又は利用者に交付するものとします。
2. 会員又は利用者は、当社キックボードの使用し、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3. 会員又は利用者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 会員又は利用者は、当社キックボードを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第43条 (返還責任)

1. 会員又は利用者は、借受期間満了時まで所定の返還場所において当社キックボードを当社に返還するものとします。
2. 会員は、貸渡契約締結時に定めた返還日時を超過したときには、当社が別途定める超過料金及び当社に生じた損害を支払うものとします。但し、借受期間満了前に延長利用手続をした場合は、この限りではありません。

第44条 (個別契約の解除)

当社は、会員又は利用者が当社キックボードの使用中に本約款に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに個別契約を解除し、直ちに当社キックボードの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を会員に返還しないものとします。

第45条 (当社キックボードの瑕疵による解除)

会員は、当社キックボードが、会員が借り受ける前の瑕疵により使用不能となった場合には、個別契約を解除することができるものとします。

第46条 (不可抗力事由による貸渡の中途終了)

1. 当社キックボードの借受期間中において、天災地変その他の不可抗力、会員に帰責性のない事故、盗難又は故障、その他の会員の責に帰さない事由により当社キックボードの使用が不能となった場合には、当社キックボードの使用が不能となった時点で個別契約は終了するものとします。なお、この場合、当社が別途定める料金表に従い、当社は、会員に対し、当社キックボードの使用が不能となった時点以降の貸渡料金を免除するものとします。
2. 会員は、前項の事由が生じた場合には、その旨を当社に直ちに連絡するものとします。

第47条 (会員の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)

1. 当社キックボードの借受期間中において、会員又は利用者に帰責性のある事故、故障、その他の会員又は利用者の責に帰すべき事由により当社キックボードの使用が不能となった場合には、会員又は利用者は当該事由の発生を当社に直ちに連絡しなければならず、当社に連絡がなされた時点で個別契約は終了するものとします。
2. 会員又は利用者が、貸渡期間中に、当社キックボードを私有地その他駐停車が認められていない場所に無断で駐停車し、当社が土地の所有者や警察等から当社キックボードの移動を求められた場合、直ちに会員又は利用者による移動が困難であると当社が判断したときは、当社は当該当社キックボードを移動又は回収することができるものとします。
3. 前項の場合、当社が当社キックボードを移動又は回収した時点で個別契約は終了するものとします。なお、当社が当社キックボー

ドの探索に要した費用及び移動又は回収等に要した費用は、会員及び利用者に請求できるものとします。

4. 第1項または第2項により個別契約が終了した場合、当社は、当社キックボードの使用が不能となった時点以降の貸渡料金について、会員に対する免除は行わないものとします。

第48条 (会員都合による貸渡の中途終了)

1. 会員は、当社キックボードの使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で個別契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を会員に返還するものとします。
2. 会員は、前項の解約をするときに支払うべき解約手数料は、当社サイト又は本アプリ上に掲示する料金表に定めるとおりとします。なお、当社は、当社サイト上の料金表を当社の判断に基づき変更することができるものとします。

第49条 (借受条件の変更)

個別契約の成立後、会員が個別契約締結時に定めた借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。なお、変更後の借受条件での貸渡が不可能な場合には、当社は変更を承認しません。

第4章 体験サービス

第50条 (体験サービス)

1. 会員は、当社に対し、所定の利用料金を支払うことにより、当社が募集する体験サービスに申し込むことができます。
2. 当社は、体験サービス風景の写真・動画撮影を行い、撮影した写真、録画した動画を当社コンテンツとして配信することがあります。会員は予めこれに了承した上で、体験サービスへの申込みを行うものとします。
3. 当社は、第1項の申込みに対し、会員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、申込みを承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 申込み内容の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 会員が過去、本規約又は本サービスに関連するその他の規約に違反した場合又は会員が過去、当社が本サービスの提供上必要な指示を行ったにもかかわらずこれに従わなかった場合
 - (3) 会員が過去に本サービス上で、当社又は他の会員に対して何らかの危害、損害を加える行為をした場合
 - (4) 会員が過去、当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 募集が終了している場合
 - (6) 会員からの対価の支払いが確認できない場合
 - (7) やむを得ず体験サービスの開催を延期又は中止とする場合
 - (8) 人数超過の場合

(9) 会員に第4条第1項に規定する事由が存在すると判断した場合

(10) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

4. 会員が第1項の申込みをキャンセルしたことにより当社が損害を被った場合、当社は会員に対して当社所定のキャンセル料を請求することがあります。
5. 体験サービスの詳細につきましては、当社サイト又は本アプリ上での特設ページをご確認ください。

第5章 雑則

第51条 (通知)

本サービスに関する通知その他本規約に定める当社から会員に対する通知は、電子メールによる方法その他当社の定める方法によって行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第52条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第53条 (不可抗力)

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、利用契約その他の一

切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって会員に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第54条 (協議)

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第55条 (準拠法および裁判管轄)

利用契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第56条 (個人情報の管理)

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、当社プライバシーポリシーを策定しています。本サービスを通じて当社に提供される会員の個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定）については、当社プライバシーポリシーに則り、適正に取得され、また利用目的の範囲内で利用されます。

【当社プライバシーポリシーの表示】

<https://movicle.jp/terms/privacy.pdf>

2020年03月14日制定